今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱

平成29年5月2日制定 今治市要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを実現するため、老朽化等により 倒壊等のおそれのある危険な空家を除却する者に対し、予算の範囲内で今治市老朽危険空家除 却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、今治市補助金交付規則 (平成17年規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において老朽危険空家とは、現に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に 供される見込みのない住宅で、次の各号のすべての要件を満たすものをいう。
 - (1) 住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第2条第4項に規定する不良住宅で、市長が別表(老朽危険度判定表)に定める評定項目の評点の合計が100以上あり、建物の主たる構造が木造又は鉄骨造であるもの
 - (2) 次のいずれかの要件を満たすもの
 - ア 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 2 条第 10 号に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路の沿道に位置する住宅
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)第5条第1項及び第 6条第1項に基づく耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する住宅
 - ウ 市長が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する住宅
 - エ 建築物が立ち並んでいる道の沿道に位置する住宅
 - (3) 倒壊すれば当該住宅が存する敷地と当該住宅が位置する沿道との境界線を越え、避難等に支障をきたすおそれがあるもの

(補助対象空家)

- 第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空家(以下「補助対象空家」という。)は、今治市 内に存する老朽危険空家とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象空 家としない。
 - (1) この要綱に基づく補助金以外に除却に係る他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定があるもの
 - (2) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっているもの
 - (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有するもの

(4) 同一敷地内において、過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けて老朽危険空家 の除却を行ったもの

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれか に該当する者とする。
 - (1) 補助対象空家の所有者として登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に記録されている者(以下「空家所有者」という。)
 - (2) 前号に規定する者の相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象空家の除却について同意を得た者
 - (4) その他市長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
 - (1) 今治市暴力団排除条例(平成 22 年今治市条例第 50 号)第2条第3号に規定する暴力 団員等である者
 - (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がある者
 - (3) 補助対象空家に所有権以外の権利(賃借権を含む。)を有する者がある場合において、 補助対象空家の除却について、当該補助対象空家の全ての権利者の同意を得られない者
 - (4) 複数の相続人がある場合において、補助対象空家の除却について、全ての相続人の同意を得られない者
 - (5) 空家所有者と補助対象空家が存する土地の所有権を有する者が異なる場合において、 補助対象空家の除却について、当該土地の所有権を有する者の同意を得られない者
 - (6) 補助対象空家について、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号) 第 22 条第 3 項の規定による命令を受けた者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助対象工事)

- 第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象空家の除却工事であって、今治市内に本店又は支店等の事業所を有し、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る建設業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者と契約を締結し、施工するものとする。ただし、地理的要因において市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

- (2) 補助対象空家の一部のみを除却する工事
- (3) 不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事
- (4) その他市長が適当でないと認める工事

(補助対象経費)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第1項に規定する補助対象工事に要する費用(補助対象空家内及びその敷地内に存する家財道具、機械、車両等の動産の処分に要する費用は除く。)と国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額のいずれか少ない額とする。
- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準除却費は、補助対象工事を実施する年度における 「住宅局所管事業に係る標準建設費等について(国土交通事務次官通知)」に規定する除却工 事費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)に10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)以内とし、80万円を限度とする。

(事前調査)

- 第8条 補助金交付の申請をしようとする者は、事前に、今治市老朽危険空家除却事業事前調査 申込書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 付近見取図及び現況写真
 - (2) 補助対象空家の所有状況が分かる書類(固定資産税課税台帳記載事項の証明書又は課税明細書等の写し等)
 - (3) 誓約書(別記様式第2号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、調査を行い、その判定結果を今治市老朽 危険空家除却事業事前調査結果通知書(別記様式第3号)により、当該申込みを行った者に通 知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、今治市老朽危険空家 除却事業補助金交付申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 補助対象者であることを証する書類(登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項 の証明書、戸籍謄本等)

- (2) 老朽危険空家除却事業実施計画書(別記様式第5号)
- (3) 配置図、平面図及び床面積求積図
- (4) 納税調査同意書(別記様式第5号の2)
- (5) 工事見積書(費用の内訳が分かるもの)の写し
- (6) 補助対象者が第4条第1項第2号の相続人である場合は、確約書(別記様式第6号)、相続人全員の同意書(別記様式第7号)
- (7) 補助対象空家が複数の者の共有である場合は、除却工事施工に関する同意書及び補助 金の手続に関する委任状
- (8) 所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の同意書
- (9) 空家所有者と土地所有者が異なる場合は土地所有者の同意書
- (10) 補助対象者が第4条第1項第3号の場合は、空家所有者の同意書
- (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金の受領を補助対象工事の施工者に委任することができる。この場合において、当該申請者は、前項の交付申請書に代理受領予定届出書(別記様式第7号の2)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第10条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書(別記様式第8号)により、適当と認めなかったときは、その理由を付し、文書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更)

- 第11条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするときは、今治市老朽危険空家除却事業変更承認申請書(別記様式第9号)に次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。
 - (1) 老朽危険空家除却事業実施計画書
 - (2) 事業の変更内容が分かる書類
 - (3) 工事見積書(変更内容が費用に関する場合)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請による変更を承認すると認めたときは、今治市老朽危険空家除却事業変 更承認通知書(別記様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(工事の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象工事を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ今治市老朽危険空家除却事業中止(廃止)届(別記様式第 11 号)に補助金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、今治市老朽危険空家除却事業完 了報告書(別記様式第 12 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 除却に要した経費の支払いを証する領収書の写し
 - (3) 工事写真(竣工状況、工事中の分別解体の状況等の補助対象事業の内容が確認できる もの)
 - (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、 適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付額確定通 知書(別記様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第15条 前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた補助事業者は、今治市老朽危険空家 除却事業補助金請求書(別記様式第 14 号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものと する。
- 2 第9条第2項後段の規定による届出を行った補助事業者は、前項に規定する補助金の交付請求において、補助金の受領を補助対象工事の施工者に委任するときは、前項の請求書に今治市老朽危険空家除却事業補助金代理受領委任状(別記様式第 14 号の2)を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の目的に使用したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、文書により当該補助事業者に通知するもの とする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が 交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(指導監督)

第19条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求める ことができる。

(跡地の管理)

第20条 補助事業者は、老朽危険空家を除却した後、土砂等の流出、雑草の繁茂等周辺地域の居住環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

(関係書類の保管)

第21条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (平成29年5月2日今治市要綱)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日今治市要綱)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第9条及び第15条の規定は、同日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則 (平成31年5月29日今治市要綱)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日組織改編に伴う要綱の整備に関する要綱)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年12月13日から施行し、改正後の今治市老朽危険空家除却事業補助金 交付要綱の規定は、同日以後に申請のあったものについて適用する。

2 この要綱の施行日の前日までに今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第2条の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第2 条の規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

老朽危険度判定表

	評定区分		評定項目	評 定 内 容	評点	最高評点				
	構造一般の	(I)	基礎	オ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるも の	10					
1			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの		20	45				
	任及	2	外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの	25					
				イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又 は破損しているもの等小修理を要するもの	25					
		1	基礎、土台、柱又ははり	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ケ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50					
	構造の腐朽			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が 著しく崩壊の危険のあるもの	100					
2		又は破損の②多					イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥離、腐朽又は 破損により、下地の露出しているもの	15	15	
			外壁又は界壁	外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は ロ 破損により、著しく下地の露出しているもの又は 壁体を貫通する穴を生じているもの	25					
				全根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨も りのあるもの	15					
		3	屋根	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏 ロ 板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つた もの	25					
				ハ 屋根が著しく変形したもの	50					
	防火上又は		Al Dr	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10					
3	避難上の構	1)	外壁	ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるも の	20	30				
	造の程度	2	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10					
4	排水設備	1)	雨水	雨樋がないもの	10	10				
					合計					

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該 当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

 住
 所

 申込者
 氏
 名

 電話番号

今治市老朽危険空家除却事業事前調査申込書

今治市老朽危険空家除却事業を実施するため事前調査を受けたいので、今治市老朽危険空 家除却事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、判定を受けるに当たり、世帯全員の市税の納付状況について調査すること及び申込 みに係る建築物の調査のため当該建築物の敷地及び建築物内部へ立ち入ることに同意します。

建築物所在地				
所有者	建築物	住所 氏名		
	土地	住所 氏名		
申込者区分		□(3)	空家所有者 (1)の者の相続人 上記の者から対象建築物の除: その他(却について同意を得た者)
添付書類		(1) (2) (E) (3)	補助対象家屋の所有状況が分 固定資産税課税台帳記載事項証	かる書類 明書又は課税明細書等の写し等)

誓 約 書

(宛先) 今治市長

私は、今治市老朽危険空家除却事業事前調査の申込みを行うにあたり、次の事項について 誓約します。

- 1 補助対象空家の除却を行う際には、次の同意を得ます。
 - ・補助対象空家に所有権以外の権利(賃借権を含む。)を有する者がある場合には、当該 補助対象空家の全ての権利者の同意
 - ・複数の相続人がある場合は、全ての相続人の同意
 - ・補助対象空家の所有者と補助対象空家が存する土地の所有権を有する者が異なる場合は、 当該土地の所有権を有する者の同意
- 2 私は、今治市暴力団排除条例 (平成 22 年今治市条例第 50 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力 団員等ではありません。
- 3 補助対象空家の除却工事は、不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当 該業のために行う工事ではありません。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

第		号
年	月	日

様

今治市長

印

今治市老朽危険空家除却事業事前調査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました今治市老朽危険空家除却事業における事前調査について、次のとおり判定しましたので、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

事前判定結果 通知書番号				
建築物所在地				
判定項目	不良度判定 沿道要件 倒壊要件	□該当 □該当 □該当	□非該当 □非該当 □非該当	
備 考				

住所申請者氏名電話番号

今治市老朽危険空家除却事業補助金交付申請書

今治市老朽危険空家除却事業補助金の交付を受けたいので、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

	12-1	
事前判定結果 通知書番号		
老朽危険空家 の所在地		
空家所有者		
	□(1) 空家所有者	
由建老豆八	□(2) (1)の者の相続人	
申請者区分	□(3) 上記の者から対象建築物の除却について同意を得たる	者
	□(4) その他()	
補助対象工事		
に要する費用	円 (消費税及び地方消費税の額を除く	.)
添付書類	(1) 所有者等であることを証明するもの(登記事項証明書 資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等) (2) 老朽危険空家除却事業実施計画書(別記様式第5号 (3) 配置図、平面図及び床面積求積図 (4) 納税状況調査同意書 (5) 工事見積書(費用の内訳が分かるもの) (6) その他(、固定

別記様式第5号(第9条関係)

老朽危険空家除却事業実施計画書

申	請者				
	事業者名				
施工者	住所				
	担当者氏名				
	電話番号				
	許可(登録)番号				
除却工事着工予定日		年	月	日	
除却工事完了予定日		年	月	日	

1 老朽危険空家の概要

所在地				
建築年	4	丰	用途	
建築面積	1	n²	延べ面積	m²
構造	造 一部 ì	告	階数	階
附属する 建築物等		,		

2 交付申請額の算出

	補助対象工事に	消費税及び地方消費税の額を除ぐ	ζ.	Ш
	要する費用 (a)			円
*	標準除却費 (b)	m²×	円 $/m^2$ =	円
市記入	補助対象経費(c)	(a) と(b)と少ない方の額		円
欄	補助金の額	(c) ×8/10 と 800,000 円の少ない	い方の額	円

備考

補助対象工事に要する費用(a)は、除却工事費のうち補助対象となる老朽危険空家の除却に要する費用を記入すること。

別記様式第5号の2 (第9条関係)

納税状況調査同意書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

(宛先) 今治市長

年 月 日

住所申請者氏名電話番号

- ※ 申請者は記入しないでください。
- ※ 市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願い します。

年 月 日

納税課長 様

建築課長

市税滞納の有無 滞納がないとき・・・「滞納なし」 滞納があるとき・・・「滞納あり」

納税状況は上記のとおりです。

年 月 日 納税課長 印

T-L-	J.L.	 .
確	約	書
WE.	ルソ	$\overline{}$

今治市老朽危険空家除却事業補助金の交付申請に係る下記の老朽危険空家について、 現在、相続手続が終わっていませんが、私が相続人の代表となって老朽危険空家の除却 工事を実施しようとするもので、相続人の間に老朽危険空家に係る紛争等が生じたとき は、私が責任を持って解決します。

記 老朽危険空家の所在地 老朽危険空家の名義人 年 月 日

申請者 相続人代表

住所 _____

氏名

同 意 書

(宛先)	今治市長

私が相続権	を有する	下記の老	老 朽危険空	家につい	て、			が除却工事
及び今治市老	朽危険空	家除却補	前助事業の	補助金に	関する-	一切の手続	きを行い、	除却すること
に同意します	0							
				記				
1 老朽危険	空家の概	要						
	所 在	地						
	建築	年						
	用	途						
	延べ	面積						
	構	造						
	階	数						
9. 老坛在除	空生ない	±ጠነ ⊢ ኤ	こしナッツ					
2 老朽危険	全家を除住	がしょう	うとする者					
	氏	名						
	Σζ	^H						
年	月	日						
			老朽危険	空家の相	続人			
				住所				
				氏名				
				住所				
				氏名				
				住所				
				氏名				

別記様式第7号の2 (第9条関係)

今治市老朽危険空家除却事業補助金代理受領予定届出書

(宛先) 今治市長

年 月 日

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

老朽危険空家除却事業補助金の受領権限を下記の者に委任する予定です。

記

住所

事業者名

代表者名

今治市指令第号年月日

様

今治市長 印

今治市老朽危険空家除却事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました今治市老朽危険空家除却事業補助金について、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付年度	年度
交付決定額	
交付の条件	
その他	 (1) 交付申請の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。 (3) 補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。 (4) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。 (5) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。 (6) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

住所申請者氏名電話番号

今治市老朽危険空家除却事業変更承認申請書

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定を受けた今治市老朽危 険空家除却事業について、次のとおり変更したいので、今治市老朽危険空家除却事業補助金 交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

老朽危険空家 の所在地		
変更内容		
変更理由		
補助対象工事 に要する費用	変更前	円
	変更後	円
添付書類	(1) 号) (2)	老朽危険空家除却事業実施計画書(別記様式第5 事業の変更内容が分かる書類
	(3)	工事見積書(変更内容が費用に関する場合)

 今治市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

今治市長

印

今治市老朽危険空家除却事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました今治市老朽危険空家除却事業における変更承認申請について、次のとおり承認しましたので、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

	老朽危険空家 の所在地		
	変更内容		
変	補助対象工事 に要する費用	変更前	円
更		変更後	円
後	補助金の額	変更前	円
	一冊 切 並 り 領	変更後	円

住所申請者氏名電話番号

今治市老朽危険空家除却事業中止 (廃止) 届

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定を受けた今治市老朽 危険空家除却事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、今治市老朽危険空家除却 事業補助金交付要綱第 12 条の規定により届出します。

老朽危険空家 の所在地	
中止理由	

住所報告者氏名電話番号

今治市老朽危険空家除却事業完了報告書

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定を受けた今治市老朽 危険空家除却事業について、補助事業が完了しましたので、今治市老朽危険空家除却事業補 助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

老朽危険空家の所在地	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
除却工事完了年月日	年 月 日
	(1) 工事請負契約書の写し
	(2) 除却に要した経費の支払いを証する領収書の写し
添付書類	(3) 工事写真(竣工状況、工事中の分別解体の状況等の
	補助対象事業の内容が確認できるもの)
	(4) 廃棄物処理に関する処分証明書類

 今治市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

今治市長印

今治市老朽危険空家除却事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付を決定した今治市老朽危険 空家除却事業補助金について、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第 14 条の規定 により、補助金の額を確定したので次のとおり通知します。

補助金交付 確定額	<u> </u>	

今治市老朽危険空家除却事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 今治市長

請求者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付額の確定を受けた今治市老 朽危険空家除却事業補助金について、今治市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱第 15 条 の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額	
7th Htt /2 3th 7th /2 1	

		銀行	
振	金融機関名	金庫	支店
込		農協	支所
先金	預金の種類	普 通 •	当座
融	口座番号		
機関	フリガナ		
	口座名義人		

(※代理受領を行う場合は、記載不要)

別記様式第14号の2 (第15条関係)

今治市老朽危険空家除却事業補助金代理受領委任状

(宛先) 今治市長

年 月 日

住所委任者氏名(自署)

(補助事業者) 電話番号

老朽危険空家除却事業補助金の受領権限を下記の者に委任いたします。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 受任者

住所

会社名

代表者名

3 受任者振込口座名

		銀行	
振	金融機関名	金庫	支店
込		農協	支所
先	預金の種類	普通 • 当座	
金融	口座番号		
機関	フリガナ		
送	口座名義人		